

美濃加茂商工会議所
小規模企業者事業所等整備補助金

事業所の修繕や新築

に使える

補助金制度のご案内

市内事業者の振興や活性化のために、市内の小規模企業者や市内で新たに創業される方が、市内の事業所等（店舗・事務所・工場など）の改修や新築を市内施工業者に依頼して行う場合に、予算の範囲内においてその費用の一部に対して補助金を交付する制度です。なお、改修に伴い一体となって機能を果たす備品の購入も対象となります。

✓ 補助対象者

- ・美濃加茂市に住民登録がある個人の事業者
- ・美濃加茂市に法人設立申告書を提出している法人 等

✓ 補助率

- ・工事費の1/2及び備品購入費の1/3（限度額50万円）
- ※特定創業：工事費の2/3及び備品購入費の1/3（限度額100万円）
- ※予算がなくなり次第、受付を終了します。



過去に交付決定通知を受けた事業者でも、交付制限に関係なく新たに申請できるようになりました。
※新たに申請後は5年間の交付制限がかかります。

✓ 補助対象工事等

- ・事業用に供する事業所等の新築、増改築、修繕等（30万円以上の工事が対象）
- ・工事に付帯して購入する備品（10万円以上）
- ・令和7年4月1日以降に契約し、令和8年3月10日までに申請され、交付決定後10カ月以内に完成する工事
- ※ただし工事契約後30日以内かつ着工日の14日前までに申請された工事
- ※申請前に行った工事は対象となりません

例えば、次のようなことが可能です

外壁の張替・塗装・補修又は補強
屋根のふき替え・塗装補修又は補修
内壁・床及び天井の張替、補修又は補強
看板・サンシェード及び照明器具等の
取付、補修又は補強
事業用駐車場の整備 など



お問合せ

美濃加茂商工会議所 中小企業相談所

☎ 0574-24-0123

詳細・申請様式はこちらから

受付時間：平日8：30～17：15

🌐 <https://cci.minokamo.gifu.jp/hp/subsidy/65-2>

